

※ 平成24年10月30日付け各府省協議依頼時の資料です。第9回「アクション・プラン」推進委員会(平成24年6月8日開催)でお示しした内容から変更があった箇所は赤字にしています。

事務連絡
平成24年10月30日

各府省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について(案)」について
(再々々協議)

平素より地域主権改革の推進にご協力いただき、ありがとうございます。
平成24年7月30日付けで協議させていただきました別添「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について(閣議決定案)」について、再々々協議(赤字見え消し版及び溶け込み版)を別添のとおり送付させていただきます。

つきましては、赤字修正箇所(平成24年7月30日付け協議文書からの変更箇所)について、特段のご意見等ありましたら、下記期限までにご連絡ください。

- ご質問：平成24年10月31日(水)17時
- ご意見：平成24年11月2日(金)12時

- 今後の予定：平成24年11月13日(火)閣議決定予定

なお、本件照会文書の取扱いについては、取扱厳重注意をお願いいたします。

留意点1) 先般協議させていただきました原案では、本文中の「2」について、「平成24年度中を目途に結論を得て」としていたところですが、当初想定していた閣議決定予定日がずれたことから、「半年後を目途にできる限り早期に結論を得て」とさせていただきます。また、文意を明確にするため、本文中の「3」の1行目に「、」を加えています。

留意点2) 平成24年7月30日付け協議結果に基づく変更箇所のほか、同年9月28日付けで経済産業省、国土交通省及び環境省あてに発出した『「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の別表に掲げる対象法律の確認について(照会)』においてご回答いただいた内容に基づき、変更している箇所もあります。

留意点3) 今回の協議の対象は、赤字修正箇所のみに限らせていただきます。

留意点4) 今後のスケジュールについては、与党審査等を経て、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」と同日に閣議決定することを想定しております。

留意点5) 参考資料として『「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について(案)」修正箇所一覧』を添付しておりますが、本資料は閣議決定の対象外であり、本協議でも対象外とさせていただきます。

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について(案)

〔平成24年〇月〇日〕
閣議決定

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」に定めるほか、次のとおりとする。

- 1 個別の法律により規定された事務・権限であって経済産業局、地方整備局、地方環境事務所(以下「移譲対象出先機関」という。)の長が法令による委任を受け又は通達等に基づき移譲対象出先機関の長が実施しているもの(以下「移譲対象出先機関実施事務等」という。)のうち別紙 1 に掲げるものは、移譲の対象とする。また、当該事務等の移譲後の事務の区分、国の関与、大臣の並行権限等は、別紙 1 を基本とする。
- 2 移譲対象出先機関実施事務等のうち別紙 2 に掲げるものは、原則移譲の対象とする方向で引き続き検討を行い、平成24年中を目途に半年後を目途にできる限り早期に結論を得て、閣議で決定を行う。
- 3 移譲対象出先機関の事務等のうち法令で個別に規定されていないものであって、移譲の対象となった事務等に関連するもの(以下「移譲関連事務等」という。)については、事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することにより移譲対象出先機関と同様の役割を果たすこととする。このため、
 - ① 移譲関連事務等を特定広域連合等が実施することを認定前に確認する
 - ② 事務等移譲計画、実施計画の中で移譲関連事務等の実施について必要な記述を行うよう措置する。

I 經濟産業局

移譲対象出先機関実施事務等

—目次—

I. 経済産業局関係（~~636-264~~法律）

(1) 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…1
(2) 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）	…2
(3) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	…4
(4) 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）	…6
(5) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	…8
(6) 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）	…9
(7) 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）	…11
(8) 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	…12
(9) 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）	…14
(10) 鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）	…18
(11) 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）	…19
(12) 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）	…21
(13) 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）	…22
(14) 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）	…23
(15) 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）	…24
(16) 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	…25
(17) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）	…27
(18) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）	…35
(19) 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	…36
(20) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）	…38
(21) 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）	…40
(22) 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）	…41
(23) 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）	…42
(24) 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）	…51
(25) 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）	…52
(26) 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	…54
(26-27) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）	…55
(27-28) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和三十九年法律第四十九号）	…58
(28-29) 砂利採取法（昭和三十九年法律第七十四号）	…61
(29-30) 消費生活用製品安全法（昭和三十九年法律第三十一号）	…62
(30-31) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）	…64
(31-32) 特定商取引に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）	…66
(32-33) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和三十九年法律第八十八号）	…68
(33-34) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）	…72
(34-35) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）	…74
(35-36) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）	…75

(3 6-3-7) 計量法 (平成四年法律第五十一号)	…77
(3 7-3-8) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 (平成四年法律第五十三号)	…78
(3 8-3-9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)	…79
(3 9-4-0) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (平成四年法律第九十号)	…80
(4 0-4-1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成七年法律第一百十二号)	…81
(4 1-4-2) 中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号)	…82
(4 2-4-3) 特定家庭用機器再商品化法 (平成十年法律第九十七号)	…83
(4 3-4-4) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十年法律第一百十七号)	…84
(4 4-4-5) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成十一年法律第十八号)	…86
(4 5-4-6) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成十一年法律第三百一十一号)	…88
(4 6-4-7) アルコール事業法 (平成十二年法律第三十六号)	…91
(4 7-4-8) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第一百十六号)	…95
(4 8-4-9) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (平成十四年法律第六十二号)	…97
(4 8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成二十三年法律第八号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (平成十四年法律第六十二号)	…97
(4 9-5-0) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号)	…98
(5 1) 個人情報保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号)	…99
(5 0-5-2) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第五十一号)	…100
(5 1-5-3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号)	…101
(5 2-5-4) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (平成十八年法律第三十三号)	…103
(5 3-5-5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)	…104
(5 4-5-6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号)	…107
(5 5-5-7) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)	…109
(5 6-5-8) 統計法 (平成十九年法律第五十三号)	…111
(5 7-5-9) 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号)	…112
(5 8-6-0) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号)	…113
(5 9-6-1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	

(平成二十年法律第三十八号)	…115
(6 0-6-2) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (平成二十一年法律第八十号)	…116
(6 1-6-3) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号)	…117
(6 2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号)	…118
(6 3-6-2-6-4) 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)	…119

I 一(1) 法律名：公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2①	公益信託の引受けの許可	通達・訓令等
3	公益信託の監督	通達・訓令等
4①	公益信託の検査、処分の命令	通達・訓令等
5①	公益信託の変更の命令	通達・訓令等
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	通達・訓令等
7	受託者の任務を辞する許可	通達・訓令等
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	通達・訓令等
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(2) 法律名: 自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2	競輪開催前の届出受理(大臣への経由)	法2	法定		

I-(2) 法律名：自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2	競輪開催前の届出受理(大臣への経由)、競輪の開催届の受理	法2、通達・訓令等
7②	競輪施行の調整に関する指示に係る事務 (年度開催計画の届出経由事務及び日取り調整会議の開催)	通達・訓令等
50	競輪施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令	通達・訓令等
51①、②	競輪施行者に対する競輪開催の制限に関する命令、競輪場等の設置者に対する業務の制限に関する命令	通達・訓令等
53①	競輪施行者等に対する報告徴収又は立入検査 (競輪場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告及び調査)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(3) 法律名: 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9の2⑦	特定共済組合が行う他の事業の承認	法111④ 令34①IV	自治		
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	法111④ 令34①IV	自治		
<9の2の3>	協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①IV	自治		
9の6の2①④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可等	法111④ 令34①IV	自治		
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業法305>	共済代理店に対する立入検査等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業法306>	共済代理店に対する業務改善命令 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業法307①Ⅲ>	共済代理店に対する登録の取消し等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業法305>	協同組合連合会に対する立入検査等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業法306>	協同組合連合会に対する業務改善命令 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業法307①Ⅲ>	協同組合連合会に対する登録の取消し等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
9の9④	特定共済組合連合会の特例のみが行う他の事業の承認	法111④ 令34①IV	自治		
27の2①	事業協同組合等の設立認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
34	火災共済協同組合等の成立の届出	法111④ 令34①IV	自治		
35の2	役員の変更の届出	法111④ 令34①IV	自治		
48	総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	法111④ 令34①IV	自治		
51②	定款の変更の認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
57の3⑤	信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認可	法111④ 令34①IV	自治		
57の5	余裕金運用の制限の緩和の認可	法111④ 令34①IV	自治		
58の7②③	共済計理人による意見書の提出	法111④ 令34①IV	自治		
58の8	共済計理人に対する解任命令	法111④ 令34①IV	自治		

I-(3) 法律名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
62②	事業協同組合等の解散の届出	法111④ 令34①IV	自治		
62④	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
66①	事業協同組合等の合併の認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
96⑤	解散登記の嘱託	法111④ 令34①IV	自治		
104	不服の申出に対する措置等	法111④ 令34①IV	自治		
105	請求に基づく会計状況の検査等	法111④ 令34①IV	自治		
105の2① ②	決算関係書類の受理等	法111④ 令34①IV	自治		
105の3① ~④	報告の徴収	法111④ 令34①IV	自治		
105の4① ~④	検査等	法111④ 令34①IV	自治		
106①	法令等の違反に対する措置命令	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
106②③	法令等の違反に対する解散命令等	法111④ 令34①IV	自治		
106の2① ②④⑤	共済事業に係る監督上の処分	法111④ 令34①IV	自治		
106の3	届出の受理	法111④ 令34①IV	自治		

I-(4) 法律名: 工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
19①②、 20①、23 ①～③	認証機関の登録	法69の6 令3①	法定		事後報告
25②	認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示	法69の6 令3①	法定		事後報告
<25②>	認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用	法69の6 令3①	法定		事後報告
28①	登録の更新	法69の6 令3①	法定		事後報告
29②	登録認証機関の地位を承継した者からの届出	法69の6 令3①	法定		事後報告
31③、 32、33 ①、34	国内登録認証機関からの届出等	法69の6 令3①	法定		事後報告
36	国内登録認証機関に対する適合命令	法69の6 令3①	法定	○	事後報告
37	国内登録認証機関に対する改善命令	法69の6 令3①	法定	○	事後報告
40①	国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査	法69の6 令3①	法定	○	事後報告
21①②	認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査	法69の6 令3②	法定	○	事後報告
22	認証製造業者等に対する表示の除去命令等	法69の6 令3②	法定	○	事後報告

I－(4) 法律名：工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
38	国内登録認証機関に対する登録の取り消し等	法69の6 令3①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(5) 法律名：外国為替及び外国貿易法(S24法228)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
25①	役務取引の許可のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
25①	役務取引の許可の有効期間の設定又は延長	通達・訓令等
48①	輸出許可のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの輸入証明書の発給	通達・訓令等
67①	輸出許可及び役務取引許可に条件を付すること 輸出承認に条件を付すること	通達・訓令等
48③	輸出承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
48①、③	輸出許可に係る事後審査のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの 輸出承認に係る事後審査のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
48①、③	輸出許可の有効期間の設定又は延長 輸出承認の有効期間の設定又は延長	通達・訓令等
52①	輸入に係る事前確認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
52①	輸入承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
52①	輸入承認の有効期間の設定及び延長の承認	通達・訓令等
52①	輸入割当ての承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの 委託輸入の確認(輸入割当て)のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
52①	輸入割当てに条件を付すること	通達・訓令等
52①	輸入割当ての有効期間の設定及び延長の承認	通達・訓令等
52①	輸入割当ての有効期間の設定及び延長の承認	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I—(6) 法律名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4	競走開催前の届出	法4	法定		

I-(6) 法律名：小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4	小型自動車競走の開催に関する届出の受理に係る事務(経由)、競走開催前の届出	通達・訓令等、法4
40②	小型自動車競走施行の調整に関する指示に係る事務(日取り調整会議の開催)	通達・訓令等
54	小型自動車競走施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令	通達・訓令等
55①②	小型自動車競走施行者に対する小型自動車競走の開催の制限に関する命令、小型自動車競走場等の設置者に対する業務の制限に関する命令	通達・訓令等
57①	小型自動車競走施行者等に対する報告徴収又は立入検査 (小型自動車競走場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告及び調査)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(7) 法律名: 伊東国際観光温泉文化都市建設法(S25法222)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3②	事業執行者が観光温泉資源の保護のため、鉱業又は採石業に関する者について禁止又は制限行為をしようとする場合の事前同意	法3②	法定		

I—(8) 法律名： 商品先物取引法(S25法239)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①	法定	○	指示 事後報告
214の3③⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①	法定	○	同意
231①～③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～③	法定	○	指示 事後報告
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①	法定	○	同意 指示
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①	法定	○	同意 指示
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①	法定	○	指示 事後報告
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①	法定	○	指示 事後報告
<214の3③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①	法定	○	同意
<214の3③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①	法定	○	同意
240の22①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④⑤	法定	○	指示 事後報告
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧～⑩	法定	○	同意 指示

I-(8) 法律名：商品先物取引法(S25法239)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①
214の3③⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①
231①～③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～③
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①
<214の3③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①
<214の3③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①
240の22①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④⑤
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧～⑪

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
19	試掘権の延長の許可	法145 規則61①
38①③⑦	特定区域の指定等	法145 規則61①
39①②	特定区域内の鉱業申請の許可	法145 規則61①
40①～⑤⑦	特定開発者の選定等	法145 規則61①
41①～③	特定開発者である試掘権者による採掘権の設定申請の許可	法145 規則61①
43①～③	共同鉱業権者の代表者の届出の受理等	法145 規則61①
45①②	特定区域内の鉱区の増減申請の許可	法145 規則61①
51の2①～③	鉱業権の移転の許可	法145 規則61①
51の3①②	鉱業権の相続及びその他の一般承継の届出の審査等	法145 規則61①
52	錯誤を訂正するための鉱業権の取消又は変更の処分	法145 規則61①
53	鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消	法145 規則61①
53の2③	鉱業権の取消等に係る補償金の決定等	法145 規則61①
54	鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消	法145 規則61①
55	鉱業権の取消	法145 規則61①
56①	聴聞の実施	法145 規則61①
57①	抵当権者に対する採掘権の取消又は放棄の通知	法145 規則61①
58	抵当権者に対する採掘権の取消又は放棄の通知	法145 規則61①
61	表示の変更登録および通知	法145 規則61①
62②～④	事業着手延期又は事業休止の認可等	法145 規則61①
63の2①②	施業案の認可	法145 規則61①
64の2①③	管理人の承諾を得ることができないときの決定等	法145 規則61①

I-(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
66④	重複鉱区における鉱業権者の承諾を得ることができないとき等の決定	法145 規則61①
67	鉱種名の変更の届出の受理及び確認	法145 規則61①
68	鉱業事務所の所在地等の届出の受理	法145 規則61①
70の2①	定期報告の受理	法145 規則61①
88	鉱業権の交換又は売渡しの勧告	法145 規則61①
100①～④	施業案の変更の勧告等	法145 規則61①
100の2①～③	鉱物の探査の許可	法145 規則61①
100の3	探査に係る許可基準の適合審査	法145 規則61①
100の4①③	探査の変更の許可等	法145 規則61①
100の5	探査の許可の取消	法145 規則61①
100の6	違反行為に対する措置	法145 規則61①
100の8①	探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	法145 規則61①
100の9①	探査の許可を受けた者の相続の承認	法145 規則61①
100の10	探査を行う国の機関との協議	法145 規則61①
100の11	探査結果の報告の受理	法145 規則61①
101①②	他人の土地の立入等に係る許可等	法145 規則61①
102	他人の土地への立入りの許可	法145 規則61①
106①～③⑤⑥	他人の土地の使用等に係る許可等	法145 規則61①
106の2③	他人の土地の使用等の手続が保留される旨の公告等	法145 規則61①
107③	土地の使用等の許可に関する書類の写しの送付	法145 規則61①
117③	供託金額の決定等	法145 規則61①

I-(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
119	供託金の取戻しの承認	法145 規則61①
120	事業停止命令	法145 規則61①
122	和解の仲介の申立ての受理	法145 規則61①
123①	和解仲介員の名簿の作成	法145 規則61①
124①	和解仲介員の指定	法145 規則61①
137	出願書等の修正又は補充命令	法145 規則61①
138	立会命令	法145 規則61①
139	出願又は申請の却下	法145 規則61①
140①	鉱区等の実地調査依頼の受理	法145 規則61①
141	処分公示	法145 規則61①
142	相手方が知れないとき等の掲示等	法145 規則61①
143①～④	負担金の強制徴収等	法145 規則61①
144①②	報告及び検査	法145 規則61①
21①②	鉱業出願の許可	法145 規則61②
23①～③	共同鉱業出願人の代表者の届出の受理等	法145 規則61②
24	都道府県知事との協議	法145 規則61②
25①②	土地の所有者の意見書の提出機会の付与等	法145 規則61②
26	設備設計書の提出命令	法145 規則61②
27③	優先権者の決定	法145 規則61②
29①②	鉱業出願に係る許可基準の適合審査	法145 規則61②
31①③	採掘出願地の増減命令	法145 規則61②

I-(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
32①②	転願命令	法145 規則61②
33①②	試掘出願命令	法145 規則61②
34①②	採掘出願地の増減命令及び転願命令に係る意見の聴取等	法145 規則61②
36③	鉱業出願人の地位を承継しないときの届出の受理	法145 規則61②
47①～③⑤	掘進増区の決定等	法145 規則61②
48①③④	鉱区の増減命令等	法145 規則61②
49①②	採掘出願命令等	法145 規則61②
63①～③	施業案の届出の受理又は認可	法145 規則61②
76④	租鉱権の存続期間の延長の認可	法145 規則61②
77①③	租鉱権の設定の認可	法145 規則61②
83①	租鉱権の取消	法145 規則61②
89①	鉱区の増減の出願に係る協議の勧告	法145 規則61②
90	鉱区増減の出願に係る協議をすることができないとき等の決定	法145 規則61②
91①②	鉱区の増減の出願に係る協議をすることができないとき等の決定の際の意見聴取	法145 規則61②
93	鉱区相互間の鉱区の増減の決定等	法145 規則61②
94②	鉱区相互間の鉱区の増減の決定等	法145 規則61②
96②	租鉱料の割合の決定	法145 規則61②
117②	供託金額の決定	法145 規則61②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(10) 法律名：鉱業法施行法 抄(S25法290)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
12②	鉱業権の鉱区が重複する場合における経産局長の決定の申請の受理	法12②
13④	補償金に関する経産局長の決定の申請の受理	法13④
26	錯誤を訂正するための鉱業権の取消し又は変更の処分	法26

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(11) 法律名: 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	採石権の設定、譲受についての協議の許可	法9①	法定		
10①②	許可の基準等	法10①②	法定		
11	許可の通知	法11	法定		
12	採石権決定の申請の受理	法12	法定		
13①②	申請書の副本の交付等	法13①②	法定		
14①②	土地についての新たな権利設定の許可、採石権の変更、消滅の許可等	法14①②	法定		
15①～③	土地買取決定の申請の受理等	法15①～③	法定		
16①～④	採石権設定の決定基準等	法16①～④	法定		
17①②	意見の聴取	法17①②	法定		
18	公害等調整委員会の承認	法18	法定		
19①～③	採石権設定等の決定	法19①～③	法定		
20②	決定の方式	法20②	法定		
24②	担保の提供の決定	法24②	法定		
27	処分の制限の登記のまつ消	法27	法定		
28	採石権存続期間更新決定の申請の受理	法28	法定		
29①②	採石権の存続期間の決定等	法29①②	法定		
34②～④ ⑥	鉱業権者との協議	法34②～④ ⑥	法定		
34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	法定	○	
34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	法定	○	
36①～③ ⑤⑥	他人の土地使用に係る許可等	法36①～③ ⑤⑥	法定		
36の2③	他人の土地使用の手続の保留に係る公告等	法36の2③	法定		

I-(11) 法律名: 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
37③	土地の使用又は使用の許可に関する書類の送付	法37③	法定		
38	審査請求についての鉱業法の準用	法38	法定		
41	処分の公示	法41	法定		
42①	報告及び検査	法42①	法定	○	
42の2の2	経済産業大臣の指示	法42の3 令4	法定	○	

I-(12) 法律名: 民事調停法(S26法222)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<27~30>	経済産業局長の意見陳述等 ※法33において準用	法33	法定		

I-(13) 法律名：航空機製造事業法(S27法237)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2の9②	許可事業者の設備の検定	通達・訓令等
<2の9②>	届出事業者の設備の検定 ※3の2②において準用	通達・訓令等
6②	航空機の製造方法に関する設備及び作業者の技術の検定	通達・訓令等
8②	航空検査技術者の選任の届出の受理	通達・訓令等
8⑥	航空機の製造確認に関する届出の受理	通達・訓令等
<8②>	航空検査技術者の選任の届出の受理 ※10②において準用	通達・訓令等
<8⑥>	航空機の修理確認に関する届出の受理 ※10②において準用	通達・訓令等
<8②>	航空検査技術者の選任の届出の受理 ※12②において準用	通達・訓令等
<8⑥>	航空機用機器の製造証明に関する届出の受理 ※12②において準用	通達・訓令等
<6②>	航空機の修理方法に関する設備及び作業者の技術の検定 ※9②において準用	通達・訓令等
11①	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定	通達・訓令等
<6②>	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定 ※11②において準用	通達・訓令等
14①	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定	通達・訓令等
<6②>	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定 ※14②において準用	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(14) 法律名：商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
27①	設立の認可	通達・訓令等
27③	設立の認可に当たっての都道府県への意見の聴取	通達・訓令等
28	設立の認可又は不認可の通知	通達・訓令等
46②	定款変更の認可(第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものに限る)	通達・訓令等
<27③>	商工会議所の定款変更の認可に当たっての都道府県への意見の聴取 ※46④において準用	通達・訓令等
<28>	定款変更の認可又は不認可の通知 ※46④において準用	通達・訓令等
58①	報告の徴収及び検査	通達・訓令等
59①	警告及び業務の一部の停止	通達・訓令等
59②	地区の変更又は解散の勧告	通達・訓令等
59④	業務の一部の停止、設立認可の取消し、地区の変更又は解散の勧告に当たっての都道府県への意見の聴取	通達・訓令等
60②	解散の認可	通達・訓令等
<28>	解散の認可又は不認可の通知 ※60④において準用	通達・訓令等
60の2②	合併の認可	通達・訓令等
<27③>	合併の認可に当たっての都道府県への意見の聴取 ※60の2⑤において準用	通達・訓令等
<28>	合併の認可又は不認可の通知 ※60の2⑤において準用	通達・訓令等
61	清算人の選任	通達・訓令等
62①②	財産処分の方法の認可	通達・訓令等
<28>	財産処分の方法の認可又は不認可の通知 ※62④において準用	通達・訓令等
62の3	清算終了の届出の受理	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(15) 法律名：武器等製造法(S28法145)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4	武器の製造の許可	通達・訓令等
11①	武器の保管について定めた保管規程の認可	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(16) 法律名: 信用保証協会法(S28法196)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	法定	⊖	事後報告

I 一(16) 法律名：信用保証協会法(S28法196)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法50② 令5②
43	支援機関に対する報告徴収・検査	法50② 令5②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(17) 法律名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39の3② I	販売の制限免除の届出の受理	法52の2 令13表XX II	法定		事後報告
39の5	ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理	法52の2 令13表XX III	法定		事後報告
39の6②	届出事業者の地位の承継の届出の受理	法52の2 令13表XX III	法定		事後報告
39の7から9及び 10① I	届出事業者の変更等の届出の受理等	法52の2 令13表XX III	法定		事後報告
39の13	届出事業者に対する改善命令	法52の2 令13表XX IV	法定	○	事後報告
39の14	届出事業者に対する表示の禁止命令	法52の2 令13表XX IV	法定	○	事後報告
46①	報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表XX IX	法定	○	指示 事後報告
47①	立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表XX IX	法定	○	指示 事後報告
47の2①	ガス用品の提出命令	法52の2 令13表XXX	法定	○	指示 事後報告
49①	表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者の表示に関するもの)	法52の2 令13表XXX II	法定	○	事後報告

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3	一般ガス事業の許可	法52の2 令13表 I
6①	一般ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 I
7	一般ガス事業の開始の届出の受理等	法52の2 令13表 I
9①②④	一般ガス工作物等の変更の届出の受理	法52の2 令13表 I
9⑤	変更・中止命令(一般ガス工作物等の変更)	法52の2 令13表 I
11②	一般ガス事業者の地位の承継	法52の2 令13表 I
13①②	事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可	法52の2 令13表 I
15①②	一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等	法52の2 令13表 I
<14③>	一般ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法15の③において準用	法52の2 令13表 I
17①④⑤⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表 I
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表 I
20ただし書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 I
22①③ただし書	一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等	法52の2 令13表 I
22④⑥	変更命令・託送供給命令(一般ガス事業者による託送供給)	法52の2 令13表 I
<22①>	一般ガス事業者による託送供給の変更の届出の受理 ※法22②において準用	法52の2 令13表 I

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22の2①	一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等	法52の2 令13表 I
22の2③④⑤	変更命令等(一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件)	法52の2 令13表 I
22の5①④⑥⑦	供給区域外への供給の届出の受理	法52の2 令13表 I
22の5⑤	変更・中止命令(供給区域外への供給)	法52の2 令13表 I
<22の5④⑥>	供給区域外への供給の変更の届出の受理 ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I
<22の5⑤>	変更・中止命令(供給区域外への供給の変更) ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I
23①③⑤	供給区域外への大口供給の届出の受理	法52の2 令13表 I
23④	変更・中止命令(供給区域外への大口供給)	法52の2 令13表 I
24	供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理	法52の2 令13表 I
25①②	ガスの供給計画の届出の受理	法52の2 令13表 I
25④⑤	変更等の勧告(ガスの供給計画)	法52の2 令13表 I
25の2②	一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置命令	法52の2 令13表 I
26②	財務計算に関する諸表の受理	法52の2 令13表 I
26の2②	業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理	法52の2 令13表 I
27	減価償却等に関する命令	法52の2 令13表 I

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<7>	供給区域等の変更の許可 ※法8①③において準用	法52の2 令13表Ⅱ
10①	事業の譲渡及び譲受けの認可	法52の2 令13表Ⅲ
10②	法人の合併及び分割の認可	法52の2 令13表Ⅲ
15	供給区域等の変更の許可の取消し	法52の2 令13表Ⅳ
17①④⑤⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表Ⅳ
17⑨	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生日までの待機期間の短縮	法52の2 令13表Ⅰ
17⑩	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法52の2 令13表Ⅰ
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表Ⅳ
20ただし書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表Ⅳ
22の4②	一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令	法52の2 令13表Ⅴ
25の2①	一般ガス事業者に対する改善命令	法52の2 令13表Ⅵ
25の3	供給区域の調整等の勧告	法52の2 令13表Ⅶ
37の2	簡易ガス事業の許可	法52の2 令13表ⅩⅢ
37の3①	簡易ガス事業の許可の申請の受理	法52の2 令13表ⅩⅢ
37の5①	簡易ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表ⅩⅢ

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<8①>	簡易ガス事業の供給区域等の変更 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<9①②④>	簡易ガス工作物等の変更の届出の受理 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<9⑤>	変更・中止命令(簡易ガス工作物等の変更) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<10①>	簡易ガス事業の譲渡及び譲受けの認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<10②>	法人の合併及び分割の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<11②>	簡易ガス事業者の地位の承継(届出受理) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<13①>	簡易ガス事業の休止又は廃止の許可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<13②>	法人の解散決議又は総社員の同意の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<14①②③>	簡易ガス事業の許可の取消し等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<14③>	簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法37の7①において準用、法15③において準用	法52の2 令13表XIII
<15①>	簡易ガス事業の変更許可の取消し ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
47の5①	消防庁長官に対する通報	法52の2 令13表XIII
37の6の2	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表XIV
<7>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用、法37の7①において準用する法8において準用	法52の2 令13表XIV
<8③>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<15②>	簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<14③>	簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15③において準用、法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<17①④⑤⑦⑧>	簡易ガス事業者に対する供給約款の認可等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<18>	簡易ガス事業者の供給約款に関する命令及び処分 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<25の2②>	簡易ガス事業者に対する改善措置命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<25の2①>	簡易ガス事業者に対する改善命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XV
37の7の2①④⑥	ガス導管事業の届出の受理等	法52の2 令13表XVI
37の7の2⑤	変更・中止命令(ガス導管事業)	法52の2 令13表XVI
<37の7の2①④⑤⑥>	ガス導管事業の変更の届出の受理 ※同条⑧において準用	法52の2 令13表XVI
<37の7の2①④⑤⑥>	変更・中止命令(ガス導管事業の変更) ※同条⑧において準用	法52の2 令13表XVI
37の7の2⑦⑨	ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理	法52の2 令13表XVI
<11②>	ガス導管事業者の地位の承継の届出の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<22①③ただし書>	ガス導管事業者の託送供給の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<22④⑥>	承認ガス導管事業者に対する託送供給命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<22の2①>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<22の2③~⑤>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の変更命令等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<26②>	財務計算に関する諸表の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
37の7の3①③⑤	ガス導管事業者による大口供給の届出の受理	法52の2 令13表XVII
37の7の3④	変更・中止命令(ガス導管事業者による大口供給)	法52の2 令13表XVII
<37の7の3①③⑤>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理 ※法37の9②において準用	法52の2 令13表XVII
<37の7の3④>	変更・中止命令(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給) ※法37の9②において準用	法52の2 令13表XVII
37の7の4	ガス導管事業者による特定供給の届出の受理	法52の2 令13表XVII
<37の7の4>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による特定供給の届出の受理 ※法38①において準用	法52の2 令13表XVII
37の9①	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理	法52の2 令13表XVII
<22の4②>	託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVIII
<25の2①>	ガス導管事業者に対する改善命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XIX
<25の2①>	大口ガス事業者に対する改善命令 ※法37の10において準用	法52の2 令13表XX
43①②	土地の立入許可	法52の2 令13表XXVI
44②	植物の伐採等	法52の2 令13表XXVII

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
45の2	監査	法52の2 令13表XXVIII
46①	報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表XXIX
47①	立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表XXIX
48	公聴会の開催	法52の2 令13表XXX I
49①	供給区域等の減少に係る聴聞	法52の2 令13表XXX I
51	苦情の申出の受理	法52の2 令13表XXX III

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(18) 法律名：下請代金支払遅延等防止法(S31法120)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9②	親事業者若しくは下請事業者に対する報告徴収又は立入検査の実施	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(19) 法律名: 租税特別措置法(S32法26)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
70の7 ⑮	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨 の税務署長への通知	法70の7⑮	法定	○	事後報告
70の7 ⑮	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への 通知(通知の受理)	法70の7 ⑮	法定		事後報告
70の7の2 ⑮	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨 の税務署長への通知	法70の7の2 ⑮	法定	○	事後報告
70の7の2 ⑮	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への 通知(通知の受理)	法70の7の2 ⑮	法定		事後報告
70の7の4 ⑮	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨 の税務署長への通知	法70の7の4 ⑮	法定	○	事後報告
70の7の4 ⑮	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への 通知(通知の受理)	法70の7の4 ⑮	法定		事後報告

I-(19) 法律名：租税特別措置法(S32法26)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
70の7㉔	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	70の7㉔
70の7の2㉔	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	70の7の2㉔
70の7の4㉔	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	70の7の4㉔

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(20) 法律名: 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5の7②	協業組合の事業転換の認可	法101の4 令12① I	自治		
5の17①	協業組合の設立の認可	法101の4 令12① II	自治		
5の22	公正取引委員会の請求	法101の4 令12① III	自治		
<中小企業等協同組合法35の2>	役員の変更の届出 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしなかった場合等の総会招集の承認 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法51②>	定款の変更の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法57の5>	余裕金運用の制限の緩和の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法62②>	解散の届出 ※法5の23④において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法66①>	協業組合の合併の認可 ※法5の23④において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法96⑤>	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと ※法5の23⑤において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法104>	不服の申出に対する措置 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法105の2①>	協業組合の決算関係書類の提出 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法105の4①>	会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等協同組合法106①～③>	法令等の違反に対する処分 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
95④	協業組合への組織変更の認可	法101の4 令12① V	自治		
100の11	組織変更の届出	法101の4 令12① V	自治		
9ただし書	商工組合の特別の地区の承認	法101の4 令12② I	自治		
17の2	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可等 ※法33において準用する場合含む	法101の4 令12② II	自治		
42	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可等	法101の4 令12② III	自治		
<中小企業等協同組合法35の2>	役員の変更の届出 ※法47②において準用	法101の4 令12② IV	自治		

I-(20) 法律名: 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<中小企業等協同組合法48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会の招集の手続をしなかった場合等の総会招集の承認※法47②において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法51②>	定款の変更の認可 ※法47②において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法57の5>	余裕金運用の制限の緩和の許可 ※法47②において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法62②>	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出 ※法47③において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法66①>	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可 ※法47③において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法96⑤>	解散登記の嘱託 ※法54において準用	法101の4令12②IV	自治		
69④	商工組合等に対する解散命令	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法104>	不服の申出 ※法71において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法71において準用	法101の4令12②IV	自治		
<中小企業等協同組合法105の2①>	商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の提出 ※法71において準用	法101の4令12②IV	自治		
67	主務大臣の命令	法101の4令12②V	自治		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	法101の4令12②V	自治		
92	報告の徴収	法101の4令12②	自治	○	事後報告
93①	立入検査	法101の4令12②	自治	○	事後報告
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	法101の4令12②VI	自治		
<96⑤>	商工組合への組織変更の届出 ※法97②において準用	法101の4令12②VI	自治		

I-(21) 法律名：工業用水道事業法(S33法84)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7	氏名等の変更の届出の受理(地域公共団体以外の者による)	通達・訓令等
8②	地方公共団体以外の者による事業の承継の届出受理	通達・訓令等
9①	事業休止及び廃止の届出の受理	通達・訓令等
13	給水開始前の届出の受理	通達・訓令等
21①②	自家用工業用水道の布設・変更・廃止の届出の受理	通達・訓令等
23①②	工業用水道事業及び自家用工業用水道に関する報告の受理	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(22) 法律名：関税暫定措置法(S35法36)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
法8の5② 法8の6	関税割当申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び関税割当証明書の発給	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書分割申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び分割証明書の交付	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書有効期間延長申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び有効期間延長の承認	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書の返納の受理(事前審査及び事後審査も含む)	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書の内容変更等の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び承認	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(23) 法律名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
16②	営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
18の5③⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
<18の5③⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
20の3①③⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
<20の3①③⑤>	供託書の写しの提出等(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
<20の4②>	供託した前受業務保証金の取戻し承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
22②	不足額の前受金保全措置の届出(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
30の5の3①	包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意指示
33の5	登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意指示
34①	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意指示

I-(23) 法律名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<20②>	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し ※法34②において準用	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意 指示
<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	法定		事後報告
33	包括信用購入あっせん業者の登録	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		事後報告
<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		
<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	法48① 令34①Ⅳ	法定		
<34の2③>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議 ※法34の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		
35の30の24①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	法定	○	同意 指示
35の30の31	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	法定	○	同意 指示
35の30の32⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①Ⅴ	法定		
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①Ⅴ	法定		
35の30の24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅵ	法定		事後報告
<35の30の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	法定		事後報告
35の30の25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①Ⅵ	法定	○	同意
<35の30の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	法定	○	同意

I-(23) 法律名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
35の3の26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI	法定		
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	法定		
35の3の28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理	法48① 令34①VI	法定		事後報告
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	法定		
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及びその通知※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の拒否※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	法定	○	同意
35の3の29	登録個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧	法48① 令34①VI	法定		
35の3の33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<35の3の32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②において準用	法48① 令34①VI	法定		
<26①>	登録個別信用購入あっせん業廃止の届出受理※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI	法定		事後報告
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令	法48① 令34①VII	法定	○	同意
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①VIII	法定	○	指示 事後報告
40③⑤⑦～⑨⑪	包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等	法48① 令34①IX	法定	○	指示 事後報告
41①③④⑥	立入検査	法48① 令34①X	法定	○	指示 事後報告
43①	聴聞	法48① 令34①XI	法定	○	指示 事後報告

I-(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10①	割賦販売業者に対する勧告	法48① 令34① I
16②	営業保証金の供託に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	法48① 令34① II
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用	法48① 令34① II
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34① II
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用	法48① 令34① II
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34① II
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34① II
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	法48① 令34① II
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
18の5③⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34① II
<18の5③⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
20の3①～③、⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	法48① 令34① II
<20の3①～③、⑤>	供託書の写しの提出等(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34① II
<20の4②>	供託した前受業務保証金の取戻し承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
22②	不足額の前受金保全措置の届出(許可割賦販売業者)	法48① 令34① II
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34① II
30の5の3①	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34① III
33の5	登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34① III

I-(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
34①	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ
<20②>	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し ※法34②において準用	法48① 令34①Ⅲ
34の2①②⑤	登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消し	法48① 令34①Ⅲ
<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ
33	包括信用購入あっせん業者の登録	法48① 令34①Ⅳ
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅳ
<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ
<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ
<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	法48① 令34①Ⅳ
33の3①	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ
<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	法48① 令34①Ⅳ

I-(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
34の3①	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①IV
<34の2③>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議 ※法34の3②において準用	法48① 令34①IV
<26①>	登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3において準用	法48① 令34①IV
35の3の21①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①V
35の3の31	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①V
35の3の32①②	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令	法48① 令34①V
35の3の32⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①V
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①V
35の3の24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①VI
<35の3の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI
35の3の25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①VI
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI
35の3の26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①VI
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知 ※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI
35の3の28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理	法48① 令34①VI
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及びその通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI
35の3の29	登録個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧	法48① 令34①VI
35の3の33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI

I-(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<35の3の32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議 ※法35の3の33②において準用	法48① 令34①VI
<26①>	登録個別信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令	法48① 令34①VII
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①VIII
40③⑤⑦～⑨⑪	包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等	法48① 令34①IX
41①③～⑥	立入検査	法48① 令34①x
43①	聴聞	法48① 令34①XI
11	前払式割賦販売業に係る許可	通達・訓令等
15③	前払式割賦販売業に係る不許可通知	通達・訓令等
18の6②	前払式割賦販売業に係る地位の承継に関する届出	通達・訓令等
19①	前払式割賦販売業に係る許可申請書記載事項の変更届出	通達・訓令等
19②	前払式割賦販売業に係る約款変更の届出	通達・訓令等
19③	前払式割賦販売業に係る約款変更命令	通達・訓令等
20①	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)	通達・訓令等

I-(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
20②	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消	通達・訓令等
20の2①	前払式割賦販売業に係る改善命令	通達・訓令等
23①	前払式割賦販売業に係る許可取消	通達・訓令等
23②	前払式割賦販売業に係る契約締結の禁止及び許可取消	通達・訓令等
23⑤	前払式割賦販売業に係る許可取消の通知	通達・訓令等
24	前払式割賦販売業に係る処分の公示(許可取消)	通達・訓令等
26①	前払式割賦販売業に係る営業廃止届	通達・訓令等
<24>	前払式割賦販売業に係る営業廃止の公示 ※26②において準用	通達・訓令等
35の3の61	前払式特定取引業に係る許可	通達・訓令等
<15③>	前払式特定取引業に係る不許可通知 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<18の6②>	前払式特定取引業に係る地位の承継に関する届出 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<19①>	前払式特定取引業に係る許可申請書記載事項の変更届出 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<19②>	前払式特定取引業に係る約款変更の届出 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<19③>	前払式特定取引業に係る約款変更命令 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<20①>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反) ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<20②>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<20の2①>	前払式特定取引業に係る改善命令 ※法35の3の62において準用	通達・訓令等
<23①>	前払式特定取引業に係る許可取消 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<23②>	前払式特定取引業に係る契約締結の禁止及び許可取消 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<23⑤>	前払式特定取引業に係る許可取消の通知 ※35の3の62において準用)	通達・訓令等
<24>	前払式特定取引業に係る処分の公示(許可取消) ※35の3の62において準用	通達・訓令等

I-(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<26①>	前払式特定取引業に係る営業廃止届 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<26②>	前払式特定取引業に係る営業廃止の公示 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
39の2	信用購入あっせん業に係る登録等に関する意見聴取	通達・訓令等
39の3	信用購入あっせん業に係る経済産業大臣への意見の処理	通達・訓令等
39の4	信用購入あっせん業に係る関係行政機関への照会等	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(24) 法律名: 電気用品安全法(S36法234)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3	事業の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
4②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
5	変更の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
6	廃止の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
7	届出事項に係る情報の提供	法56 令6①②	法定		事後報告
11	改善命令	法56 令6③	法定	○	事後報告
12	表示の禁止	法56 令6③	法定	○	事後報告
45①	報告の徴収	法56 令6④	法定	○	指示 事後報告
46①	立入検査等	法56 令6④	法定	○	指示 事後報告
46の2①	電気用品の提出命令	法56 令6④	法定	○	指示 事後報告

I-(25) 法律名: 家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①	違反業者に対する指示	法23② 省令1①	法定	○	事後報告
10①	申出の受理	法23② 省令1①	法定	○	事後報告
10②	申出による調査	法23② 省令1①	法定	○	事後報告
19①⑤	報告徴収及び通知	法23② 省令1①	法定	○	指示 事後報告
19①⑤	立入検査及び通知	法23② 省令1②	法定	○	指示 事後報告

I-(25) 法律名：家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4②	関係大臣に対する通知	法23② 省令1①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(26) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35④	国土交通大臣が、水利使用に関し河川法の許可申請を受ける場合に、その申請の処分について国土交通大臣の協議を受けるもの。	通達・訓令等

(備考)

—特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (27) 法律名：電気事業法 (S39法170)
26

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①	電気事業の許可	法114 令9表 I
6①	許可証の交付	法114 令9表 I
7	事業開始の開始期間の指定	法114 令9表 I
8①	供給区域等の変更許可/(1)供給区域/(2)供給の相手方たる一般電気事業者/(3)供給地点	法114 令9表 I
9①	電気工作物の重要な変更の届出	法114 令9表 I
9②	電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出	法114 令9表 I
9④	電気工作物等の変更届出後の着手期間の短縮	法114 令9表 I
<9④>	設備の譲渡し等の変更届出後の着手期間の短縮 ※法13②において準用	法114 令9表 I
9⑤	電気工作物等の変更届出後の変更又は中止命令	法114 令9表 I
<9⑤>	設備の譲渡し等の変更届出後の変更又は中止命令 ※法13②において準用	法114 令9表 I
10①	事業の譲渡し及び譲受けの認可	法114 令9表 I
10②	法人の合併又は分割の認可	法114 令9表 I
11②	相続による事業の承継の届出	法114 令9表 I
13①	設備の譲渡し等の届出	法114 令9表 I
14①②	事業の休止又は廃止の許可等	法114 令9表 I
15①②③	事業の許可の取消し等	法114 令9表 I
15⑤	事業の許可の取消し後の理由書の送付	法114 令9表 I
16①	事業を開始しない場合の許可の取消し等	法114 令9表 I
22①③④⑦	卸供給の供給条件の届出、特例承認等	法114 令9表 I
22⑨	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出の受理	法114 令9表 I
22⑩	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生の待機期間の短縮	法114 令9表 I

I - (27)
26 法律名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22⑫	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限り。)届出内容の変更命令	法114 令9表I
23②③	供給約款等に関する命令及び処分	法114 令9表I
34②	財務計算に関する諸表の提出	法114 令9表I
35	償却等	法114 令9表I
36②	濁水準備引当金取りくずしの特例許可	法114 令9表I
9②	電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更(重要な変更を除く)	法114 令9表II
17①	特定供給の許可	法114 令9表III
17④	特定供給の変更の届出	法114 令9表III
17⑤	特定供給の廃止の届出	法114 令9表III
26②	電圧に関する措置命令	法114 令9表IV
30	業務の方法の改善命令	法114 令9表V
58②③	土地等を一時使用するときの許可	法114 令9表XIVのII
<58③>	他人の土地に立入るとき等の許可等 ※法59②、61④において準用	法114 令9表XIVのIII
61①	電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9表XIVのIV
61③	電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理	法114 令9表XIVのIV
<61①>	自家用電気工作物を設置する者に対する植物の伐採又は移植の許可 ※法66において準用	法114 令9表XIVのIV
<61③>	自家用電気工作物を設置する者からの植物の伐採又は移植する場合の事後の届出受理 ※法66において準用	法114 令9表XIVのIV
105	一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査	法114 令9表XV
106③、107②	電気事業者に対する報告の徴収、立入検査	法114 令9表XVI
106④	自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収	法114 令9表XVII
107③	自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査	法114 令9表XIX

I - (27)
26 法律名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
111①②	和解の仲介の申立ての受理	法114 令9表XXIII
103①	都道府県知事又は指定都市の長が河川法に基づき発電水力の利用に関する申請を受けた場合に、その報告を受け、意見を述べるもの。	通達・訓令等
103②	103条1項により意見を求められた場合は、国土交通大臣に協議を行う。	通達・訓令等
103③	都道府県知事又は指定都市の長が河川法に基づき発電水力の利用に関する申請を受けた場合(103条1項の場合を除く)に、必要に応じて、都道府県知事又は指定都市の長に対して勧告を行う。	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (28)
27

法律名: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3①	液化石油ガス販売事業の登録	法95 令14①	自治		指示
6	登録行政庁の変更の場合における届出等の受理	法95 令14①	自治		指示
8	販売所等の変更の届出の受理	法95 令14①	自治		指示
10③	液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理	法95 令14①	自治		指示
14②	書面の再交付命令	法95 令14①	自治		指示
23	液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理	法95 令14①	自治		指示
25	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し	法95 令14①	自治		指示
26	液化石油ガス販売事業者の登録取り消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令	法95 令14①	自治		指示
26の2	液化石油ガス販売事業者登録の消除	法95 令14①	自治		指示
87①	関係行政機関への通報	法95 令14①	自治		指示
90①	聴聞の特例	法95 令14①	自治		指示
16③	液化石油ガスの基準に従った販売命令	法95 令14③	自治		指示
39② I	輸出用液化石油ガス器具等の販売の届出受理	法95 令14⑤⑥	法定		事後報告
41	事業の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
42②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
43	事業変更の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
44	事業廃止の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
45	届出事項に係る情報の提供	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
46① I	輸出用液化石油ガス器具等製造・輸入の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
49	届出事業者に対する改善命令	法95 令14⑨	法定	○	事後報告
50	届出事業者に対する表示の禁止	法95 令14⑨	法定	○	事後報告

I-(28)
27 法律名: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
90①	聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの)	法95 令14⑨	法定	○	事後報告
82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	自治		指示 事後報告
83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	自治		指示 事後報告
82④	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	法定		指示 事後報告
83④	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	法定		指示 事後報告
83の2④	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭	法定		指示 事後報告

I-(27) 法律名：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭
83①	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭
83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (29)
28

法律名： 砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
30②	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	法定		
30③	審査請求についての鉱業法の準用	法30③	法定		
33	報告の徴収	法44 令5①	自治	○	指示 事後報告
34①	立入検査等	法44 令5①	自治	○	指示 事後報告
41の2	経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示)	法44 令5①	法定	○	

I - (30)
29

法律名： 消費生活用製品安全法 (S48法31)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの)	法56② 令17①	法定		事後報告
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの)	法56② 令17②	法定		事後報告
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17③	法定		事後報告
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る事業所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17④	法定		事後報告
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤	法定	○	
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性についての表示の禁止命令	法56② 令17⑤	法定	○	
32の2	特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)の事業の届出受理	法56② 令17⑥	法定		事後報告
32の16	特定製造事業者等に対する改善命令	法56② 令17⑦	法定	○	事後報告
32の20	特定製造事業者等に対する勧告・措置命令	法56② 令17⑦	法定	○	事後報告
40①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告徴収	法56② 令17⑧	法定	○	指示 事後報告
41①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入検査	法56② 令17⑧	法定	○	指示 事後報告
42①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費生活用製品の提出命令	法56② 令17⑧	法定	○	指示 事後報告

I-(29) 法律名：消費生活用製品安全法(S48法31)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性についての表示の禁止命令	法56② 令17⑤

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (31)
30

法律名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①	二次以降の振興計画の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経 済産業局の管轄区域内)	法28 令6	法定		事後報告

I - (31) 法律名：伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)
 30

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6
5③	二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (32) 法律名：特定商取引に関する法律 (S51法57)
31

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6の2	販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
7	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I
8	販売業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I
34の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
36の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
38	統括者等に対する指示	法69③ 令20② I
39	連鎖販売取引の停止命令等	法69③ 令20② I
43の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
44の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
46	役務提供事業者等に対する指示	法69③ 令20② I
47	役務提供事業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I
52の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
54の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
56	業務提供誘因販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I
57	業務提供誘因販売業取引の停止命令	法69③ 令20② I
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20② I
66①～④	報告及び立入検査	法69③ 令20② I
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20② I
12の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② II
14	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② II
15	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20② II

I - (32) 法律名：特定商取引に関する法律(S51法57)
31

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅱ
66①～④	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅱ
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20②Ⅱ
21の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20②Ⅲ
22	販売業者等に対する指示	法69③ 令20②Ⅲ
23	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②Ⅲ
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅲ
66①②③	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅲ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (33)
32

法律名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3	揮発油販売業者の登録	法23 令1②	法定		
4①	揮発油販売業者の登録の申請受理	法23 令1②	法定		
5	揮発油販売業者登録簿の登録及び通知	法23 令1②	法定		
<5>	揮発油販売業者登録簿の変更登録及び通知 ※法8②において準用	法23 令1②	法定		
6	揮発油販売業者の登録の拒否等	法23 令1②	法定		
<6>	揮発油販売業者の変更登録の拒否等 ※法8②において準用	法23 令1②	法定		
7②	揮発油販売業者の承継に係る届出受理	法23 令1②	法定		
8①③	揮発油販売業者の変更登録受理	法23 令1②	法定		
9	揮発油販売業者の廃止の届出受理	法23 令1②	法定		
12	揮発油販売業者の登録の消除	法23 令1②	法定		
14②	揮発油販売業者が品質管理者を選任(解任)したときの届出	法23 令1②	法定		
16の2②	揮発油の分析の委託	法23 令1②	法定		
12の2	揮発油特定加工業者の登録	法23 令1③	法定		
12の3①	揮発油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1③	法定		
12の4	揮発油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1③	法定		
<12の4>	揮発油特定加工業者登録簿の変更登録及びその 通知※法12の6②において準用	法23 令1③	法定		
12の5	揮発油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1③	法定		
<12の5>	揮発油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の6②において準用	法23 令1③	法定		
12の6① ③	揮発油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1③	法定		
<7②>	揮発油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	法定		

I - (33)
32

法律名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<9>	揮発油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	法定		
<12>	揮発油特定加工業者の登録の消除 ※法12の8において準用	法23 令1③	法定		
12の9	軽油特定加工業者の登録	法23 令1④	法定		
12の10①	軽油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1④	法定		
12の11	軽油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1④	法定		
<12の11>	軽油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知 ※法12の13②において準用	法23 令1④	法定		
12の12	軽油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1④	法定		
<12の12>	軽油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の13②において準用	法23 令1④	法定		
12の13① ③	軽油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1④	法定		
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	法定		
<9>	軽油特定加工業者の廃止の変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	法定		
<12>	軽油特定加工業者の変更登録の消除 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	法定		
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	法定		
<9>	軽油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	法定		
<12>	軽油特定加工業者の登録の消除 ※法12の15において準用	法23 令1④	法定		
17の2	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
17の6③ ~⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の6③ ~⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	

I - (33)
32

法律名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<17の6③~⑤>	灯油販売者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤ II	法定	○	
<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤ II	法定	○	
<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤ II	法定	○	
<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤ II	法定	○	
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥	法定		
<17の4④>	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消費しようとする場合の届出 ※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥	法定		
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥	法定		
<17の4⑥>	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の9②において準用	法23 令1⑥	法定		
<17の4⑥>	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥	法定		
<17の4⑥>	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥	法定		

I - (33) 法律名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)
 32

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②
20①～③	報告徴収及び立入検査	法23 令1⑤Ⅲ～V
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥
<17の4④>	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消費しようとする場合の届出 ※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥
<17の4⑥>	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の8②において準用	法23 令1⑥
<17の4⑥>	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥
<17の4⑥>	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (34)
33

法律名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①③～⑤	特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	法定		事後報告
7の2③	特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	法定		事後報告
<7の2③>	特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理 ※法7の3④において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
<7の2③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
7の4①～③	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	法定		事後報告
<7の4①～③>	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
8②	第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	法定		事後報告
<8②>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
13③	第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	法定		事後報告
<13③>	第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 ※法18①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
<13③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
<13③>	特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 ※法19の2②において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
17①～④	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	法定		事後報告
<17①～④>	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
19①～④	特定連鎖化事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	法定		事後報告
61①～④	特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消	法92④ 令34①	法定		事後報告
87①②⑧	報告及び立入検査	法92④ 令34①	法定	○	事後報告
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
14①	特定事業者が作成した中長期的な計画の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告

I-(34)
33

法律名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<14①>	特定連鎖化事業者が作成した中長期的な計画の受理 ※法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
15①	特定事業者による定期報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
<15①>	特定連鎖化事業者による定期報告の受理 ※法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
16①～④	合理化計画に係る指示、公表(特定事業者)	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
<16①～ ④>	合理化計画に係る指示、公表(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
20③	特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
<20③>	特定連鎖化事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
60	荷主に対する指導及び助言	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
62	特定荷主が作成した目標達成計画の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
63①	特定荷主による定期報告の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
64①②	特定荷主に対する勧告、公表	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
87③⑨	報告及び立入検査	法92①②④ 令34④	法定	○	事後報告

I - (35)
34

法律名： 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
37②	報告及び立入検査	法39③ 令32⑤	法定	○	指示 事後報告